

森林生態系保護地域等の設定案等に関する意見募集の実施結果について

1 概要

平成 22 年 7 月 30 日から 8 月 18 日までの間、大雪山森林生態系保護地域及び日高山脈森林生態系保護地域に係る設定案（案）並びに大雪・日高緑の回廊に係る設定方針（案）に対する地域住民の方々をはじめ、広く国民の皆様からのご意見を募集した結果について、概要を取りまとめたので公表します。

2 設定（案）及び設定方針（案）に対する意見募集の結果

【意見提出数】

| | |
|--------------|-------------|
| ・ 郵送・持参によるもの | 1 通（団体：1 通） |
| ・ 電子メールによるもの | 3 通（個人：3 通） |
| ・ ファックスによるもの | 0 通 |
| 合 計 | 4 通 |

【意見数】（趣旨が同様のものは一つとした）

| | |
|------------------------|-----|
| ・ 設定案（案）及び設定方針（案）に係るもの | 5 件 |
| ・ その他の意見等 | 2 件 |

【ご意見と対応方針】

別紙のとおり。

なお、設定案等に直接関係のないご意見については、業務の参考とさせていただき、実施結果からは省略させていただきます。

森林生態系保護地域等の設定案等に関する意見募集の実施結果

| 番号 | ご意見の概要 | 対応方針 |
|----------------|---|--|
| 【設定の考え方に関すること】 | | |
| 1 | <p>設定方針として「森林生態系保護地域は、上記ポテンシャルが高いと評価された区域を踏まえるとともに、原始的な天然林の区域において、脊梁部等の高山帯から比較的標高の低い森林、あるいは、針葉樹林や広葉樹林等多様な森林生態系を包括的に保護できるように設定」するとしていたのだが、標高 1000m 以上の高標高域の森林帯を指標に入れたことと 1,000 ヘクタール以上の原始的天然林という 1991 年の基準に拘泥したため、設定案にはほとんど反映されていない。</p> <p>森林生態系保護地域の見直しの端緒は、1993 年の生物多様性条約の批准を受けて、2001 年に森林・林業基本法で自然環境の保全を規定したことにあるとの理解に立てば、希少種等の生息・生育が期待される潜在性(ポテンシャル)が高いと評価される区域を標高や原始的な天然林の面積基準で切り捨てることなく設定できる。</p> <p>1991 年の基準を見直し、生物多様性保全という新たな基準によって森林生態系保護地域を設定すべきである。</p> | <p>北海道森林管理局では、北海道国有林の生物多様性に関する基本的調査方針の検討等を進めるため、平成 19 年 3 月に生物多様性検討委員会を設置し、議論を深めてまいりました。</p> <p>この中で、保護林については、全道レベルでの希少性の再評価が求められているとの認識の下、特定の生態系を一体的かつ効率的に保全していくために、北海道国有林の自然度に見合った保護林の拡大や既存の保護林の整理統合等が必要との提言がなされ、特に、森林生態系保護地域については、脊梁部以外の高標高域の天然林、地域の生態系の核となっていると考えられる天然林等について、新たな設定の必要性の有無を検討する調査の必要性があるとされました。今般の森林生態系保護地域等の拡充は、こうした経緯を踏まえて検討しているものです。</p> <p>国有林野で定められている保護林には、その種類ごとに設定基準が設けられており、今般の検討は、設定基準そのものを見直すものではありませんが、希少種等の生息・生育のポテンシャルが高い区域の評価にあたっては、高山帯・亜高山帯、高標高域の森林帯(1,000m以上等)、森林生態系・河川生態系を代表するアンブレラ種、希少種の生息・生育環境となりやすい特殊な地形・地質等を評価の指標として設定し、多様な生態系を含められるよう検討しております。</p> <p>なお、ポテンシャルが高いと評価された区域で、設定案に含めなかった区域については、森林現況、木材需要、地域振興等様々な状況を踏まえながら、その他保護林の設定の可能性も含め、今後取扱いについて検討を行っていくこととしております。</p> |

| 番号 | ご意見の概要 | 対応方針 |
|----|---|--|
| 2 | <p>大雪山系(ここでは大雪山国立公園のエリアとする)における森林生態系保護地域を設定するに当たってまず着目しなければならないのは、この地域の森林生態系を象徴する生物種が何かということである。</p> <p>脊椎動物でいうならミユビゲラ・キンメフクロウ・ミヤベイワナであろう。ミユビゲラ・キンメフクロウは、わが国では大雪山系でのみ繁殖が確認されている北方針葉樹林の鳥類であり、またミヤベイワナは然別湖とその流入河川にのみ生息し、ここで固有化しつつある魚類である。</p> <p>これら 3 種の生息域や潜在的繁殖域が森林生態系保護地域に含まれてこそ生物多様性保全の実があがるのである。しかし今回の設定案にはこれらの種の生息域や潜在的繁殖域がほとんど含まれていない。例えば、キンメフクロウの繁殖記録地の一つは、上士幌町幌加の国道 273 号の東側に位置しているが、ここは大雪山国立公園内であるにもかかわらず今回の設定案では検討対象国有林にさえなっていない。</p> <p>大雪山系森林生態系の象徴種を保全するための方策として、森林生態系保護地域を設定することが今日の社会の要請に見合った対応である。このことを踏まえ、今回の設定案を根本的に見直すことを求める。</p> <p>鳥類やほ乳類に限らず、その他の動物群や植物も含め、保護の対象とする希少種等の種名を明確にし、種ごとに生息・生育が期待される潜在性の高い区域を示して検討する必要があります。</p> | <p>森林生態系保護地域等の拡充に当たっては、希少種等の生息・生育のポテンシャルが高い区域を抽出し評価しておりますが、その際指標として、高山帯・亜高山帯、高標高域の森林帯(1,000m以上等)、森林生態系・河川生態系を代表するアンブレラ種、希少種の生息・生育環境となりやすい特殊な地形・地質等を設定し、多様な生態系を含められるよう検討しております。</p> <p>特に、森林生態系・河川生態系のアンブレラ種については、分析が可能な既存の生態情報があるクマタカ、クマゲラ、シマフクロウをその指標としております。</p> <p>このため、ご指摘の種を含め、個別の希少種の生息・生育区域の観点から見れば、それらが含まれていない場合は多々あると考えておりますが、上記検討により、当該地域の多様な生態系を幅広く取り込んだ設定案となっていると考えています。</p> <p>なお、森林生態系保護地域は、個別の種の生息地を保護するものではないため、個別の種については、必要に応じてその他の保護林の設定や森林整備に当たっての一層の配慮等を通じて、その保護に努めてまいりたいと考えております。</p> |

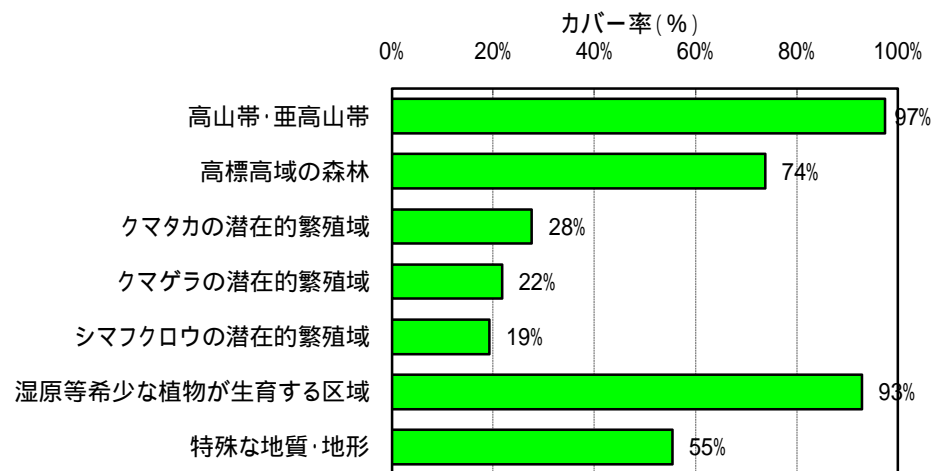
| 番号 | ご意見の概要 | 対応方針 |
|--------------|--|---|
| 3 | <p>生物多様性の保全・保護の上で、「絶滅危惧種」の生活圏（生育、生息圏）の保護・保全が、当面の重要な課題となることは、改めて指摘するまでもない。この視点から見ると、今回の設定案では、不十分であり、再検討されなければならない。もしこの指摘が承認されないのであれば、「絶滅危惧種の保護・保全」に、今回の設定案が如何に有効であるかに関しての、具体的な説明責任がある。</p> | <p>絶滅危惧種等希少種の保護は重要な課題であると認識しております。今回の森林生態系保護地域及び緑の回廊の設定についても、これら希少種の保護に資するものと考えておりますが、一方で、森林生態系保護地域につきましても、我が国の主要な森林帯を代表する原生的な天然林若しくは、その地域でしか見られない特徴を持つ希少な原生的な天然林で、一定の基準を踏まえて設定するものです。</p> <p>したがって、個々の希少種の生育・生息状況を踏まえて設定案を検討することはいたしかねますが、北海道森林管理局としましては、今回の森林生態系保護地域等の拡充に加え、関係機関とも連携しながら国有林野の管理経営の中で、希少種の保護に努めていくこととしております。</p> |
| 【設定区域に関すること】 | | |
| 4 | <p>「保護区設定」案には、具体的に森林帯（植生帯）の比率が明記されていないが、計画案を見る限り、設定地域に含まれる針葉樹林帯より下部地域の“落葉広葉樹”を主体とする植生帯の比率は極めて少ない。</p> <p>針葉樹林帯以下の植生帯は、この百年余りの森林伐採により、大きく攪乱されてしまったが、復元可能なところも多い。従って、多様な「森林生態系」の包括的に保護に留意し、中長期的にも、将来長きに渡り、「落葉性広葉樹林帯」、「針広混交林帯」、「針葉樹林帯」地域を含めた、「保護対象地域」をして、可及的速やかに“保護ゾーン”を拡張すべきである。</p> <p>「針葉樹林や広葉樹林等多様な森林生態系を包括的に保護できるように設定」と書かれていますが、針葉樹林や広葉樹林はほとんど含まれておらず、文章による説明と指定区域の実態が一致していません。このような矛盾した設定案は、基本的なところから見直す必要があります。</p> <p>ミコビゲラの生息地は針広混交林、常緑針葉樹林特にエゾマツ類の林ですので、保護地域を山裾までもう少し拡充する必要があると思います。</p> | <p>森林生態系保護地域及び緑の回廊の設定に当たっては、できる限り様々な生態系が含まれるように取り組んでおります。</p> <p>具体的には、検討対象区域（約64万ヘクタール）内の針葉樹林面積の約47%、同じく針広混交林面積の約9%、広葉樹林面積の約30%の区域が、森林生態系保護地域及び緑の回廊の設定区域となる見込みです。</p> <p>また、国有林は、森林の育成、安定的な木材の提供、地域振興など様々な役割を担っておりますが、こうした様々な国民の要請に持続的に応えていくためにも、保護林の設定のみならず、現地に則した森林整備を推進することにより、生物多様性の保全に資する、適切な管理経営に努めていくこととしています。</p> |

| 番号 | ご意見の概要 | 対応方針 |
|----------------|--|---|
| 【設定案の記述に関すること】 | | |
| 5 | <p>ミユビゲラは、絶滅危惧 IA 類 (CR) (環境省レッドリスト) の希少種ですので、生息環境を保全する必要があります。大雪山森林生態系保護地域設定案の 4 (3) イ鳥類に「ミユビゲラ」を加えてください。</p> | <p>ミユビゲラについては、昭和 63 年に今回の拡充区域付近において確認された記録があります。このため、当該地域に生息が報告されている鳥類 38 科 136 種に含んでおりましたが、ご意見を踏まえ追記を検討します。</p> |
| 【その他】 | | |
| 6 | <p>失われた生物多様性を回復させるために今後取り組まねばならないのは、過去の乱伐を反省し、かつての原生的な針葉樹林や針交混交林を甦らせることです。今回の拡充案は、そのような視点がまったくありません。</p> | <p>国有林野では、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、保健休養の場の提供等の公益的機能の発揮が求められており、また、近年では、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等への貢献が求められております。北海道森林管理局においては、こうしたニーズを踏まえ、国有林野の管理経営を行っております。</p> <p>今回の森林生態系保護地域等の拡充の検討は、北海道森林管理局における取り組みの一つであり、これ以外にも、北海道の国有林における生物多様性保全を進める観点から、生物多様性検討委員会での検討を踏まえ、「にしんの森再生プロジェクト」や「北限のブナ復元プロジェクト」などに取り組んでいるところであり、また、森林資源の持続性の維持と生物多様性の保全を両立させるための天然林施業の検討等についても、優先的に取り組んでいくこととしております。</p> |
| 7 | <p>国立公園・国定公園内の天然林を、伐採対象から、完全に除外することが、わが国の「生物多様性保護・保全」にとって、不可欠であると考えている。この機会に真摯に、この問題について、森林生態系の環境維持機能、動植物相を含めた、豊かな生物相の保護・保全を前提とした計画案を検討されるよう、ここに要請する次第である。</p> <p>本来、国立公園や国定公園では生態系の保全が最優先されるべきであり、伐採をすること自体が不適切です。国立公園や国定公園での伐採の是非から見直すことが必要です。</p> | <p>自然公園における森林施業については、風致の維持を考慮し、特別地域の区分に応じて、その制限が定められております。</p> <p>北海道森林管理局では、この定めに従いつつ、自然公園内の森林を適切に経営管理していくこととしております。</p> |

設定案における生態系評価等の各項目のカバー率の試算

生態系ポテンシャルの各指標のカバー率

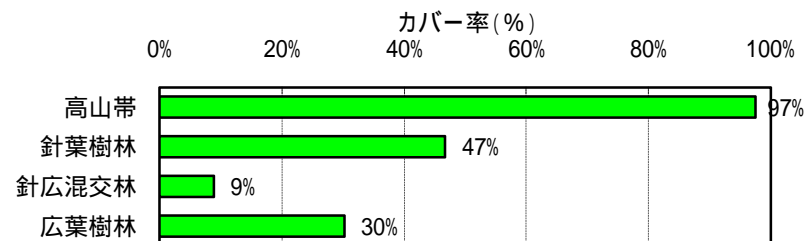
検討対象地域(約64万ha)内の生態系ポテンシャルの高いと評価された区域について、保護林等に含まれる割合(カバー率)を試算。



「ポテンシャルによる評価について」
 指標とした生物の既存の生態情報を基に、標高・地形・林相等から生息・生育する可能性が高い環境を分析し、それら条件に合致する区域を「ポテンシャルが高い区域」として評価している。

植生タイプ別の各項目のカバー率

検討対象地域(約64万ha)内の各植生タイプについて、保護林等に含まれる割合(カバー率)を試算。



地質タイプ別の各項目のカバー率

検討対象地域(約64万ha)内の各地質タイプについて、保護林等に含まれる割合(カバー率)を試算。

